



- 一、管理者 1人（常勤職員1名、介護老人福祉施設扇揚苑施設長兼務）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二、医師 1名以上  
医師は、利用者の健康状態をチェックし、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。
- 三、生活相談員 1人以上（介護老人福祉施設扇揚苑の生活相談員を兼務）  
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。
- 四、看護職員 1人以上  
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- 五、介護職員 5人以上  
介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。
- 六、管理栄養士 1人以上（介護老人福祉施設扇揚苑の栄養士を兼務）  
管理栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。
- 七、機能訓練指導員 1人以上  
機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。
- 八、運転手 1人以上  
運転手は、利用者の送迎を行う。

**【指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活)の内容】**

第5条 指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)の内容は、次のとおりとする。

- 一、利用の対象者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者とする。
- 二、利用者は、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受ける。
- 三、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所生活介護計画(介護予防短期入所介護計画)に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- 四、短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)従事者は、指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

五、指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

六、指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、痴呆の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に応じたサービスの提供ができる体制を整える。

七、入所者や他の入所者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。

※緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

#### 【短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)計画の作成】

第6条 管理者は、相当期間(概ね連続する4日間)以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入居生活介護)の提供の開始前から終了後に至までの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)計画を作成するものとする。

2. 管理者は、上記の短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。

3. 訪問介護計画(介護予防訪問介護)の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。

#### 【指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)の利用料及びその他の費用の額】

第7条 指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額と居住費および食費の金額については別紙のとおりとする。

2. その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

一、理美容代 実費

二、その他日常生活上の便宜に係る費用 実費

3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるととする。

#### 【通常の送迎の実施地域】

第8条 通常の送迎の実施地域は、入間市、青梅市、瑞穂町、飯能市、所沢市の区域とする。

【サービス利用に当たっての留意事項】

第9条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- 一、共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- 二、火気の取り扱いに注意すること。
- 三、けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- 四、その他管理上必要な指示に従うこと。

【緊急時等における対応方法】

第10条 指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)の提供に当たる者は、サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行うこととする。

協力医療・歯科医療機関は下記の通りである。

- \*医療法人徳明会小室クリニック(在宅療養支援診療所) TEL042-972-3061
- \*医療法人財団石心会 狭山病院 TEL04-2969-6077
- \*医療法人東明会 原田病院 TEL04-2962-1251
- \*医療法人社団仁明会 中山歯科医院 TEL04-2963-4880
- \*医療法人本町診療所 本町診療所(皮膚科) TEL04-2972-2440
- \*医療法人社団新青会小川耳鼻咽喉科・気管食道科医院 TEL04-2932-3344

【非常災害対策】

第11条 事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、消防計画を作成するとともに、定期的に次の事業を実施する。

1. 消化、通報及び避難訓練(年2回)
2. 消防設備、施設等の点検整備
3. 従業員の火気の使用又は取り扱いに関する監督
4. その他防火管理上必要な業務

第12条 【業務継続計画の策定等】

1. 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施ため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務計画」という。)に基づき必要な措置を講じるものとする。
2. 施設における業務継続計画のための指針の整備。
3. 職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
4. 施設は、定期的に業務継続の計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

### 【虐待防止に関する事項】

第 13 条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二、虐待の防止のための指針を整備する。
- 三、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四、前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

【衛生管理及び認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)従業者等の健康管理】

第 14 条 事業所は短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2. 事業所は、短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)従業者に対し感染症に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

### 【個人情報の保護】

第 15 条 事業所は、個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2. 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

### 【秘密保持】

第 16 条 短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

2. 事業者は、短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)従業者との契約の内容とする。

### 【苦情処理】

第 17 条 管理者は、提供した短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、担当者を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者の家族に説明するものとする。

### 【事故発生時の対応】

第 18 条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速

やかに市町村、利用者の家族、介護支援事業者(介護予防支援事業者)等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2. 事業者は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
3. 事業所は、前項の損害賠償のために、損害保険に加入する。

**【その他運営に関する重要事項】**

第19条 事業者は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一、採用時研修 採用1ヶ月以内

二、継続研修 年3回以上

2. 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するように努める。
3. 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、サービス決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
4. この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人入間福社会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

**附 則**

この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

平成17年10月 1日一部改正施行する。

平成18年 4月 1日一部改正施行する。

平成27年 8月 1日一部改正施行する。

令和 6年 4月 1日一部改正施行する。

令和 6年12月 1日一部改正施行する。

## 契約条項

### 第1条 (契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう短期入所生活介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

### 第2条 (契約期間)

この契約の契約期間は、要綱に定めたとおりとします。

### 第3条 (短期入所生活介護計画)

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅介護サービス計画」に沿って「短期入所生活介護計画」を作成します。事業者はこの「短期入所生活介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

### 第4条 (短期入所生活介護の内容)

- 1 短期入所生活介護の提供場所は、扇揚苑ショートステイです。
- 2 事業者は、第3条で定めた短期入所生活介護計画に沿って短期入所生活介護を提供します。事業者は短期入所生活介護の提供にあたり、その内容について、利用者及びその家族に説明します。
- 3 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

### 第5条 (サービス提供の記録)

- 1 事業者は、短期入所生活介護の実施ごとに、サービスの内容等をこの契約書と同時に交付する書式の記録票に記入し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。
- 2 事業者は、サービス提供記録をつけることとし、サービスの終了後2年間保管します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその営業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス提供記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

### 第6条 (利用料金)

- 1 利用者は、サービスの対価として要綱に定める利用単価ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月10日までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月末日までに支払います。

### 第7条 (サービスの中止)

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前日午後5時30分まで（前日が日曜日の場合は土曜日の午後5時30分まで）に通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者がサービス提供日の前日午後5時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して要綱に定める計算方法により、料金の全部又は一部を請求することができます。この場合の料金は第6条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。
- 3 事業者は、利用者の体調不良等の理由により短期入所生活介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取り扱いについては、要綱に記載したとおりです。

### 第8条 (利用料金等の変更)

- 1 事業者は、利用者に対して、変更日の1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料金及び食費等の単価を変更することができるものとします。
- 2 利用者が、利用料金等の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

### 第9条 (契約の終了)

- 1 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間を置いて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することが

きます。

- ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ② 事業者が守秘義務に反した場合
- ③ 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ④ 事業者が破産した場合

4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 利用者のサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合
- ② 利用者又はその家族等が事業者やサービス従業者又は他の利用者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ③ 利用者が死亡した場合

#### 第10条（秘密保持）

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

#### 第11条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、病院等に支払う治療代については、利用者が負担するものとします。

#### 第12条（事故発生時の対応）

事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

#### 第13条（緊急時の対応）

事業者は、現に短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

#### 第14条（身分証明証携帯義務）

サービス従業者は、常に身分証明証を携帯し、初回通所時及び利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証明証を提示します。

#### 第15条（連携）

- 1 事業者は、短期入所生活介護の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、この契約書の写しを介護支援専門員に速やかに送付します。
- 3 事業者は、この契約の内容が変更された場合又はこの契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に送付します。なお、第9条第2項又は第4項に基づいて解約通知をする際は、事前に介護支援専門員に連絡します。

#### 第16条（苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、短期入所生活介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

#### 第17条（本契約に定めない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

#### 第18条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。